

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成25年9月1日～平成26年3月3日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	市川市立 欠真間保育園 イチカワシリツ カケママホイクエン		
所 在 地	〒272-0142 千葉県市川市欠真間2-25-8		
交通手段	東京メトロ東西線 南行徳駅 から 徒歩10分		
電 話	047-359-0378	FAX	047-359-0378
ホームページ	無し		
経営法人	社会福祉法人 愛誠福祉会		
開設年月日	平成22年4月1日(市川市より委託)		
併設しているサービス	無し		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	15	15	20	20	21	100		
敷地面積	865.24㎡			保育面積		312.2㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょうちゅう検査・発育測定・歯磨き指導・手洗い指導・尿検査(3・4・5歳児クラス)・視力測定(3・4・5歳児クラス)								
食事	給食提供・アレルギー対応食提供								
利用時間	7時～20時 土曜日7時～17時30分)								
休 日	日曜日・祝祭日・年末年始 12月29日～1月3日)								
地域との交流	地域交流(なかよし会)(園庭開放・健康食事相談。同年齢交流他)・祖父母との交流(さくらんぼ会)卒園児との交流(なつまつり・運動会)								
保護者会活動	父母の会活動有								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		23	15	38
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	1	2	栄養士1名調理兼務
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2		
	(嘱託医)			
	3			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 市川市役所こども部保育課	
申請窓口開設時間	8時45分～5時15分	
申請時注意事項	提出書類、入園要件など市川市の注意事項有	
サービス決定までの時間	市川市の規定による	
入所相談	市川市役所こども部保育課保育課及び欠真間保育園	
利用代金	通常保育の保育料は位置か合わしの規定による(入園金無し)	
食事代金	通常保育は、別途徴収無し	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育：こどもの最善の利益を考慮し一人ひとりを大切にし信頼され、 理念 地域に親しまれる保育園を目指す。</p> <p>保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健やかな成長を願い、一人ひとりの気持ちを温かく受けとめ個々を大切に保育していく。 ・心身ともに健康で、自分の持っている力を精一杯発揮しながら思いを十分表現できるようにし、人として生きる力の基礎を育てていきます。 ・地域の人たちと一緒に遊ぶ機会を広げながら、ともに子育てして行きます。 ・同年齢や異年齢の友だちと遊ぶ中で、他の人と一緒にいる楽しさや思いやりの心を育てていきます。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南行徳駅に程近く、閑静な住宅街の中にあり通勤にも便利な保育園です ・自然の少ない地域だが、園庭にはさくらんぼや柿、くわやどんぐりなど実のなる木があり保育園の中でも自然を感じる事の出来る保育園です。 ・園舎は古いですがどの保育室も日が差し明るい保育園です。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「心も身体も健康に過ごす」「ともだちとのかかわりを楽しみながら、のびのびと遊ぶ」の園目標を掲げ、子どもたちが健康で、安心して楽しく保育園生活が出来るような環境の中で保育を行なっています。 ・0・1・2歳児は担当制保育を実施。1年間を通して同じ保育士が子どもの援助をすることで子ども保護者ともに保育士と良い関係が築かれ子どもが安定した保育園生活が送れるようにしています。 ・3・4・5歳児は年間を通して異年齢時交流を実施し、小さい年齢の子の世話などすることで優しさや思いやりの気持ちが育っています。又おおきいこのまねをしたり、憧れの気持ちを持ったり、自分もやってみようとする気持ちを育てています。 ・日々の保育の中で、季節や年齢に合わせてわらべうたを取り入れています。わらべうたを通して、乳児クラスでは保育士と触れ合うことで情緒の安定を図り、幼児クラスでは友だちと触れ合うことで社会性や思いやりの心を育てています。 ・給食は自園調理を実施月1回のお楽しみ給食や行事食を実施したりクッキング保育や栽培活動などの食育活動も実施。アレルギー児への対応は除去食と別材料をつかっての対応もしている。 ・地域との関わりも大切に地域交流、小中学生体験学習、高校生ボランティアの受け入れなど実施、卒園児 1年生 とともに夏祭りや運動会に招待しふれあいの場を設けています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関 NPO法人 ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1. 指導計画の反省は、「ねらい・内容」の達成状況を子どもと保育者の両面から行き充実した振り返りが行われている

保育課程に基づき、年間、月、週の指導計画を作成し保育を実践している。月の指導計画は、子どもの姿、ねらい、内容、配慮事項、環境構成、保護者支援(家庭との連携)で構成し、保育の反省は「ねらい・内容」の達成状況を子どもの育ちからと保育者が自らの保育を振り返る両面から行き課題がしっかりと明示されている。週案も同様に行っている。この指導計画と振り返りの内容は高く評価できる。職員会議では、全クラスの月指導計画と反省の資料を基にクラス毎に報告をし、クラスだけでは解決できないこと、困ったこと等のディスカッションやアドバイスを経て次月の保育に繋げ改善に努めている。

2. 保育士と給食職員との連携で食育活動を推進し食に対する意欲を育てている

栄養士と保育士の連携で、ピーマンやトマト、さつまいも、ブロッコリーなど8種類の野菜の栽培と世話や収穫、鞘取りや皮むき等で食材に触れる機会を設けている。収穫したものは給食の材料として使用したり、食事時に子どもに説明する等で好きな食材を増やす効果を発揮している。衛生管理に配慮したクッキング保育を、栄養士と共に3歳児は南瓜のサラダづくりやハンバーガー、クッキーの型抜き等5回、4歳児はピザトースト、団子、ゼリーなど7回、5歳児はカレー、アップルポテト、クリスマスケーキ等8回行い、どれも子どもの嗜好を考慮したメニューの為に喜んで参加し興味と関心の高い活動となっている。栄養士の給食時巡回では、子どもの喫食状態の把握や会話を通して食材の調理方法の確認を行ったりして、献立や調理方法などに活かしている。子どものリクエストメニューを献立に取り入れる等で、子どもに喜ばれ食欲増進を図っている。

3. 園内外の研修参加を積極的に進め、特にグループワークは職員の価値観の確立・共有に有効と思われる

職員の園外研修への参加を積極的に進め、市や民児協、民保協等の研修に参加し知識・視野の拡大を図り、参加職員は園内でフィードバック報告を行い情報共有している。園内研修は年間11回「わらべうた」コミュニケーション、保護者の信頼関係向上、各テーマのグループワーク等実施し、グループワークではコミュニケーション、自己評価、注意の仕方、食育等を取り上げて話し合っている。現在は「保育で自分たちが大切にしていること」を取り上げる予定であり、職員個人の価値観の確立と目標の共有化に大切な機会になっていると思われる。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 具体的な内容で園と職員の自己評価を実施することが望まれる

指導計画等の反省・評価は行われているが、園全体の定期的な自己評価は行われていない。また、職員の自己評価についても具体的な内容で課題が明確になるように改善し、園全体の自己評価も具体的な項目で実施することが望ましい。目標を明確にし行動することで保育の質を高め、保護者アンケート等で成果を確認することが職員の働き甲斐につながると思われる。

2. 「保育で自分たちが大切にしていること」を全職員で確認し目標の明確を目指しているので大いに期待したい

年度初めの職員会議で理念・方針・目標等を確認し、保育課程の作成、年間指導計画の作成プロセスで理解の促進を図っている。現在、職員全員で「保育で自分たちが大切にしていること」をアンケート形式で書き出し、その上で話し合い目標の再認識を図る予定との事であり大いに期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

年度末の面談資料の一つとして、保育士として保育の中で一番大切にしている事は何かアンケートをとった。それをもとに、子どもにとって何が一番大切か、それには具体的にどんな保育をしていけばよいのか等全職員で話し合いながら、欠真間保育園の進める保育、保育目標を全員で共通理解して保育を行なっていく。年度末には全職員で評価し、次年度につなげさらに良い保育園となるよう努力し、保育の質を高め保護者との信頼関係を築いていきたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
		利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	4	
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
	計				125

項目別評価コメント

評価機関 NPO法人ヒューマン・ネットワーク

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
(評価コメント) 市の基本保育理念と目標の基に、当園の保育理念、目標、方針を設定し、保育課程に掲載している。また、保育目標「心も身体も健康に過ごす」「友だちとのかかわりを楽しみながらのびのびと遊ぶ」を各クラスに掲示し、職員が常に意識して保育にあたるように努めている。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
(評価コメント) 年度初めの職員会議で理念・方針・目標等を確認し、保育課程の作成・年間指導計画の作成等のプロセスで理解の促進を図っている。また、園内研修のグループワークで話し合い共有化に努めている。現在、職員全員で「保育で自分たちが大切にしていること」をアンケート形式で書き出し、その上で話し合い目標の再認識を図る予定との事であり、大いに期待したい。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
(評価コメント) 園の保育理念・方針・目標は入園説明会、保護者会等で説明しているが、保護者の理解はアンケートでの「はい」回答は42%と低く、十分とは言えない結果となっている。園の理念・方針・目標等を明示した資料作成や具体的な取り組み方法の説明について改善努力を期待したい。		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
(評価コメント) 指導計画の作成・実行・評価・反省のプロセスで保育内容に関する課題はその都度意識する努力がなされている。年間の重要課題として「園内研修を充実して職員の育成」を意識し実行している。なお、園の自己評価を年度末に実施し定期的に課題を明確にすることが望ましい。		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
(評価コメント) グループワークでテーマを設定し「保育の質向上を図るコミュニケーション」「食育の進め方」「自己評価案」「注意の仕方」等取り上げ全職員で話し合っている。さらには園全体の自己評価について全職員で話し合い今後の課題・目標を明確化する事が望ましい。		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
(評価コメント) 職員の仕事の取り組みを観察し、努力した点・成長した点等を認めコメントするようにしている。年1回の面談時にフィードバックし良いところは褒め、改善したいところを確認し合っている。また、悩みや困った事が何でも相談しやすい雰囲気作りに努めている。円滑な園運営のために、注意したり、声を掛けたり、会議の場で話し合ったり働き甲斐向上に努めている。		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p>
(評価コメント) 職員服務規程や個人情報保護規定、「職員のこころがまえ」を年度初めの職員会議で再確認し徹底を図っている。また、毎月の職員会議で必要な都度、徹底を図っている。現在、職員全員で「保育で自分たちが大切にしていること」を確認し合っているので、守るべき倫理に関しても基本を再確認することを期待したい。		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業員の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人事考課制度は主に年功による昇給で、役割を評価する制度で実施している。人材育成のために個人目標を自己申告し園長との個人面談にて目標を話し合い、また要望など聞きモチベーションの向上を図っている。個人面談の機会に職員個人にとって保育理念・目標等の実践がどのような意味を持つのか話し合い確認することが望ましい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 通常の勤務では時間外勤務はゼロを目標として努力しほぼ達成している。職員が相談しやすい組織とするために、職員一人ひとりを良く観察し褒めたり、声掛けしたり、個人面談時に悩みを聞くなど努力している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 職員の園外研修への参加を積極的に進め、市や民児協、民保協等の研修計画を案内し希望者を募り知識・視野の拡大に努めている。参加職員は園内でフィードバック報告を職員会議や園内研修の場で行い情報共有している。園内研修は年間1回「わらべうた」やコミュニケーション、保護者の信頼関係向上、グループワーク等実施し、グループワークではコミュニケーション、自己評価、注意の仕方、食育等を取り上げて話し合っている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 理念に「子どもの最善の利益を考慮する」掲げ、児童福祉法・保育所保育指針等に基づいて「子ども中心の保育」「職員中心でない保育」に努めている。また、「保育士としての資質を高める」自己評価を実施し基本の確認を行っている。なお自己評価項目が抽象的なので、グループワーク等で「子どもの権利を尊重した保育」について話し合い具体的な内容にして自己確認することが望ましい。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護方針・利用目的の文書を保護者に配布し、個人情報の厳守と利用目的を明確にし保護者の理解を得ている。特に行事等の写真の扱いについて希望を取り、了解を求めている。職員や実習生には研修やオリエンテーション時説明で周知・徹底を図っている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 保護者の意向を把握するために、各種アンケートを給食試食、個人面談、保育参加、運動会、保護者会等の機会に実施し意向を集計・報告し対応を回答している。今回の第三者評価に当たり実施した保護者アンケートでは総合満足は満足以上回答が84%であった。個別に利用者自由意見が多く寄せられたので、課題と目標を明確にし、さらにレベルの高い保育を全職員で目指すことを大いに期待したい。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度を玄関入口に掲示し、苦情等担当窓口、責任者、第三者委員制度等を案内している。また、意見箱の設置や保護者会等で苦情・意見の収集に努めている。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 指導計画等の反省・評価は行われているが、園全体の定期的な自己評価は行われていない。職員の自己評価についても具体的な内容で課題が明確になるように改善し、その全体集計として園全体の自己評価を具体的な項目で実施することが望ましい。目標を明確にし行動することで保育の質を高め、保護者アンケート等で成果を確認することが職員の働き甲斐につながると思われる。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。マニュアル見直しを定期的に行っている。マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 市のマニュアルに従って標準的実施方法を勉強し、その後当園独自のマニュアルを作成している。職員心がまえ、指導計画記入法、怪我事故対応、感染対策、災害対応等主要なマニュアルは整備されている。挨拶・言葉づかいやコミュニケーション等は研修で取り上げて学んでいるが、マニュアル等として文書化されていない。職員参画の基に手作りのマニュアルを作成することが望ましい。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 保育園の見学や相談に応じることを掲示板や広報等で周知し、都合のよい日時を調整し対応している。見学時間帯は、遊びや食事の様子等園での子どもの活動や生活の場面が見られる10時30分頃を勧めているが、都合のつかない人には午後も実施している。見学者に配布のパンフレットには、保育方針、保育時間、年間行事、健康管理、園の特徴的な保育等の内容が分かりやすく記載されており、園長が説明をしながら各保育室を案内している。入園希望の子どもと同年齢の保育室に入室し実際の保育の様子を具体的に知らせ、不安な事項や質問には丁寧に応じている。見学者には当園が実施している地域交流への誘いと年間予定表を配布し、一日の見学では得られない園の様子や子育て、遊び等の情報提供を行い今後に繋げている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 新年度入園に際しては、資料に基づき説明会や面接を3月中旬に実施している。園長は、保育園のしおりやプリントに沿って、基本方針、保育内容、基本的な約束ごと、個人情報取り扱い、災害時の対応等を、看護師は保健関係、栄養士は給食関係の説明を行っている。園生活に必要で用意する物、持ち物等は見本を提示しながら主任保育士が分かりやすく説明している。健康調査では、出生歴や発育歴、アレルギーやひきつけ等の疾患、入園までの食事や清潔、睡眠、排泄、言語、性格等の子どもの状況を保護者記載の書面を基に、看護師や栄養士が面接を行い保護者の意向を記録し保育に反映するよう双方で確認している。年度途中入園に関しても随時同様に行っている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 当園は指定管理者制度活用した公設民営園であり、平成22年度からの民営移行では、保育理念や保育目標、保育方針等の精神を引き継ぎ今日の保育課程の基としている。保育課程の見直しは、年度末に各クラス毎で話し合った内容を職員会議で全職員により検討し必要に応じ修正を行っている。保育課程の確認は、新規採用職員も可能な人は参加を得て3月末頃の職員会議や新年度の最初の会議と2回行い共通理解を図っている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、各年齢毎に年間指導計画、月指導計画、週案を作成し保育を実践している。0歳児～2歳児、障害児や特別配慮の必要な子は個別計画を作成し、一人ひとりの子どもの状態に応じた保育を行っている。月の指導計画は、子どもの姿、ねらい、内容、配慮事項、環境構成、保護者支援(家庭との連携)で構成している。保育の反省と自己評価は、「ねらい・内容」の達成状況を子どもの育ちからと自らの保育を振り返る両面から行い課題がしっかりと明示されている。週案も同様に行っている。この指導計画と振り返りの取り組みは高く評価できる。職員会議では、全クラスの月指導計画と反省の資料を基にクラス毎に報告をし、クラスだけでは解決できないこと、困ったこと等のディスカッションやアドバイスを経て次月の保育に繋げ改善に努めている。		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント) 遊具や玩具は、自分がしたい遊びを自由に選んで取り出せるよう場所や高さ等を工夫し設定している。落ち着いた遊べるようコーナーを設け使いやすさや継続性に配慮している。ブロックやパズル等の指先や構成遊びに加え、子どもの発想や工夫、友達との関係性が広がるような見立て遊びの素材の提供をしている。例えば、ままごとの食材としているいろいろな色や大きさの違うフェルトを用意することにより料理の巾や会話が広がる遊びを展開している。職員は、今後も更に子どもが主体的に遊びを楽しめる環境構成を工夫し努めていくことを課題としている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント) 子どもの健康状態や天候を考慮して、各年齢共近くの公園に散歩に出掛け、途中の信号の見方や横断歩道の渡り方等を学んでいる。園庭や公園などで自然物を集めて保育教材としての活用や、昆虫などを探して楽しんでいる。地域の親子を対象とした「なかよし会」を年13回開催し、園児と共に遊ぶ、行事への参加、運動遊び等を一緒に行っている。又、4～5歳児の祖父母が年1回子どもと一緒に遊んだり、夏祭りや運動会には、卒園児を招待し競技に参加する機会を設ける等様々な人と交流する機会を設けている。園庭には、サクランボや柿、桑、くぬぎ等が植えてあり、季節による木の実を見る・触る・嗅ぐ・保育教材の活用などで感性を高めている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント) 喧嘩やトラブルが発生した場合は、3歳未満児は保育者の仲立ちでお互いの気持ちや結果について気付かせたり伝えたりしている。4～5歳児には結論を優先しないで、お互いの思いや理由を出来る限り自分の言葉で表現できるように援助しながら、子ども同士が解決できるように見守り言葉を添えている。叩く、蹴るなどの行為が起きて怪我に繋がる場合は、速やかに仲立ちを行い冷静になった時点で話し合えるように配慮している。異年齢での活動は、散歩や3歳以上児が小グループに分かれて遊ぶ時間を設けている。4歳以上児になると当番活動として、給食当番や記録簿などを事務室に届ける等を行い、生活の中での役割を果たしている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもは、個別指導計画を作成し一人ひとりの発達に合わせた援助や関わりを行っている。子どもの姿は毎月職員会議で報告され、子どもの保育についての意見交換を行い全職員が協働で保育していく体制を整えている。年1回の発達支援センターから巡回指導の機会があり、その際子どもの観察や記録などからその子に適した対応の仕方などの指導・助言を受けている。担当保育士等は、発達支援センター開催の研修を始め年6人が研修に参加し、知識や観方、関わり方などを学びその内容を園内で伝達し保育に活かしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 朝・夕の延長保育では、園児数に合わせて保育室を変更し楽しく遊べるように考慮する他、担当者数も子どもの数に見合った配置を行っている。18時45分過ぎには子どもに補食を提供する等、安全と安心・安定感をもたらす延長保育の実施に心掛けている。延長保育者から日中の保育者には、引継ぎ簿に記入された怪我や発熱など健康面に関しての内容を口頭で説明したうえで、引き継ぎ簿の受け渡しを行っている。延長保育ノートには、担当職員名や年齢別乳幼児数、怪我や病気、連絡事項、苦情、相談、依頼などきめ細かく記入している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 保護者との情報交換は、個別連絡帳を利用して生活面や健康状態、日中の活動の様子などを記入している。3歳以上児の日々の保育活動は、掲示板を利用してエピソードを加えた保育内容を知らせている。保護者参加の行事として、保護者会を年度当初と年度末の2回各クラスに分かれ行う他、保育参観、保育参加、個人面談、試食会、フリートーク(保護者同士の話し合い)の機会を参加しやすいように数日の期間を設けて実施している。相談に関しては、常時受け付け対応できる体制が整っている。就学に向けては、5歳児の学校訪問や学校の先生との面談などを計画している。保育園児童保育要録については、入園のしおりに記載し保護者の了解を得て就学先の小学校へ送付している。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程の中に健康支援として、健診関係や健康指導の項目を掲げている他、保健年間計画を作成し月毎の保健目標や保健指導・保健行事など一目瞭然とした計画となっている。嘱託医による内科、眼科、歯科健診を定期的実施し、児童表に記入すると共に保護者には健康カードに記入して報告している。子どもの健康管理として、毎日3回看護師によるクラス巡回を実施し、一人ひとりの子どもの健康状態の観察や手洗い・歯磨きの実施状態の把握等を行い、健康状態の変化の早期発見に努め、異常については園長報告と共に保健日誌に記入している。保護者には入園時、発病した場合や病気明けの登園の留意点、薬について等の説明書を配布し健康管理に役立てている。虐待に関しては、市のマニュアルに従い対応する体制が整っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育中の発熱や体調不良と判断した場合は、視診や全身の状態判断から子どもの症状に合わせて保護者連絡をし、迎えまでベットで寝かせて安静を図るなどの対応が取られている。怪我の場合は、大きな傷や歯、目、腫れ方、手足などが動くかどうか総合的な判断を看護師が行い、保護者連絡を行い了解のもと嘱託医の受診を行っている。看護師不在の場合も他の職員が対応できるように、「怪我・事故の対応について」外傷 打撲 骨折、脱臼、痙攣、火傷 日射病 異物を飲んだ時など8項目についての対応マニュアルが作成されており、全職員にも配布・説明が行われている。感染症対策も同様にマニュアルで、急性胃腸炎流行時の対応や嘔吐物処理についても写真付きで詳細に解説されている。感染症予防対策として、子どもと同様保護者にも入室時の手洗いや消毒の励行を依頼している。発生した場合は即時、掲示板で知らせると共に症状や対応策について、保健便りの号外を発行して啓蒙している。薬は原則預からないが、止むをえず預かる場合は園長判断で、医師から処方された薬を保護者からの依頼書に基づき看護師が預かり、服薬後依頼書にサインをして返却している。医薬品管理も看護師が責任を持って行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程に全年齢の食育についての目標を掲げている他、3歳以上児について食育計画を作成し、各月ごの実施予定が掲げられている。そこでは子どもが食材と触れて給食の下準備に携わったり、クッキングをしたりする他、看護師の咀嚼についての話や栄養士の食品の話などを織り込んでいる。栄養士と保育士の連携の基、野菜の栽培(トマト、さつまいも、ブロッコリーなど)やグリーンピースの鞘取り、トモロコシの皮むきなど食材に触れたり、衛生管理の基に3歳児のサラダづくりやおにぎり、ジャムサンド、4歳児のピザトースト、月見団子、南瓜クッキー、サラダ、5歳児のカレーライス、アップルポテト、海苔巻きなど年間20種類のクッキングを行い子どもたちに喜ばれ食欲を高めている。栄養士は毎日保育室の巡回を行い、子どもの食事状態(残菜、意欲等)を見たり会話を通して食材や調理法についての意見を聞き次回の調理に活かしている。子どもからの要望に応えリクエストメニューも取り入れている。食物アレルギー児の対応は、医師の診断書を基に保護者と話し合い食品の除去を行っている。毎朝の打ち合わせで、氏名と除去食品名などを伝達している他配膳時はトレーを別にし、皿に掛けたラップに氏名記入する、担任同士確認を行い誤食防止に努めている。給食担当者として、生ものは手袋やエプロンを別にするなど衛生や安全管理を徹底して行い、担当者間の連携を密にしながらマンネリ化をなくし食中毒の発生防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 施設内は、空調設備、空気清浄機、夏季は遮光ネット、冬季は加湿器の活用等で温度湿度の調整を行い快適な環境を設定している。手洗い・うがいの仕方を看護師が具体的に教え子どもと職員は日々繰り返し行う、鼻汁を拭いたティシュペーパーは蓋つきのゴミ箱に入れる等清潔、衛生に関する対応を徹底している。消毒関係は、マニュアルの表を各クラスに掲示し、手洗、室内、おもちゃ、リネン、トイレ、砂場、食器、嘔吐物等の対応が誰にでも分かり活用できるよう確実性とスピード性に配慮している。それに従い必要な品物を揃え感染症対策や衛生管理を図っている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 緊急事態発生時の連絡一覧を掲示し職員に周知している。事故が発生した場合は、問題点と対応策を検討しミーティングや会議で全職員に周知し同様な事故を再度繰り返さぬよう努めている。各部屋には、ヒヤリハットマップを掲示し危険と思われる場所を示し事故の未然防止を図っている。3名の担当者が毎月園舎内外や固定遊具、砂場等の安全点検を実施し必要に応じ修理や改善をして安全性を確保している。今後は、より多くの職員が点検に関わることや、毎日点検するのが望ましい場所もあると思われるので検討・実施が望まれる。職員の事故防止意識を高める為、現在あるヒヤリハット用紙の活用に期待する。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 定期的に避難訓練を実施している。 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 市川市のマニュアルを基に、当園独自のマニュアルを整備し非常時に備え様々な訓練を実施している。火災、地震、不審者侵入等を想定し、年度初めに避難時の職員役割分担をクラス毎に確認し、訓練後は問題点や改善策を記録し次に繋げている。地域的に、海や川に近いので津波や液状化対策として園舎屋上への避難も体験している。年に一度は消防署員立ち合いの下、消火・通報・避難訓練を実施し指導を受け対応を再確認し備えている。保護者への、非常災害時対応として避難場所や園児の引き渡し、連絡の取り方等書面にて周知している。保護者や職員への連絡の取り方は、メール配信、電話が開通している場合は連絡網の使用、震度6以上で通信機関がストップした場合は災害用伝言ダイヤル「171」に園の状況や園児の安全に関する録音をして保護者に情報提供する等、状況に応じた手段を講じている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 「なかよし会」として地域交流の場を提供し、園庭解放、栄養相談、看護師相談、遊びの会、散歩、おはなし会等年間13回交流の機会を提供している。リピーターが増え母親同士の交流・情報交換の場としても機能している。ファミママ支援も引き続き園機能を活用されている。「なかよし会」PRの場が限られているが、さらに地域の子育てに役立つ情報提供や相談、保護者交流等の機会が多く出来るように期待したい。</p>		